

令和6年度 九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜 二次募集)

試験問題出題趣旨・配点・採点基準

- 憲法
- 行政法
- 民法
- 民事訴訟法
- 商法・会社法
- 刑法
- 刑事訴訟法

令和6年度九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜 二次募集)  
試験問題出題趣旨・配点・採点基準【憲法】

【出題趣旨】

憲法上の権利を制約する法令についての違憲審査に際し、日本の憲法学説において基本的な考え方とされている「二重の基準論」についての理解を問うことによって、法科大学院に入学する上での必要最小限度の知識を有しているか(知識のチェック)、またそれを要領よくわかりやすい論理的な文章にまとめる能力を有しているか(能力のチェック)を判断しようとした。正確な知識と、それを読みやすい文章にまとめることは、司法試験の合格を目指すために最低限必要なものである。

【採点基準】

1. については、一般的な二重の基準論の理解が正確にまとめられていれば10点、さらに、その由来(もともとはアメリカの連邦最高裁判決に登場したものであること)が述べられていれば5点与える。
2. 憲法学界における論争としては、森村進教授や井上達夫教授らによる批判と長谷部恭男教授による擁護が良く知られている(長谷部恭男「それでも基準は二重である!」参照)。それを踏まえて、賛否両論(各10点)、要領よくまとめられていれば高く評価できた。
3. 薬事法違憲判決、小売市場判決、法廷メモ訴訟、泉佐野市民会館事件判決などに触れられていれば、高く評価できた。

**令和 6 年度九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜 二次募集)**  
**試験問題出題趣旨・配点・採点基準【行政法】**

**【出題趣旨】**

本問の出題趣旨は、それぞれ以下のとおりである。

1、行政庁による情報提供に過誤があった場合などに、私人の信頼を保護するように行政処分等をすべきか、あるいは本来の法の定めどおりにすべきか、が問題となりうる場合がある。そのことを想定して、裁判所はどのような基準でその点について判断するかなどについて、重要な判例などを挙げつつ論じることを求めた。

2、特に専門技術的判断を伴う行政処分にかかる司法審査において、原則としていわゆる判断代置方式が採られないことを踏まえた上で、そもそも判断過程審査では具体的にどのような手法を用いて審査が行われるかという審査の内容についてまず問うている。その上で、その手法を採用することによって、司法による審査がいかなる点で実質化・実効化されるのかなどのプラス面の意義について論じることを求めた。

3、公益的観点から本来は実行することが必要であるはずの行政代執行が、現実には行われずに放置されることがあることを前提に、行政代執行法が定める代執行の要件や、行政実務上の困難性などにかかる問題点について論じることを求めた。

4、比例原則は従来、過剰な規制や過度に厳しい処分などを禁じる局面を中心に考えられてきた。しかし行政による不作為の違法が問われるような局面もある。そのような観点から、本来は行使すべき必要な規制権限を行使しないことを禁じる過少禁止という点も重要であることについて、論じることを求めた。

5、国家賠償法上は、私人であっても公権力の行使を行う場合には、国家賠償法上は公務員として扱われることがある。身分上の公務員とは異なるこの概念の意味を、具体例を交えて論じることを求めた。

6、取消訴訟などとは異なり、義務付け訴訟においては、仮の救済としての執行停止が有効でない場合があることについてまず問うている。その上で、義務付け訴訟を法定化するのに伴い、新たな仮の救済制度を設ける必要があったこと、またその新たに設けられた制度の要件などについて論じることを求めた。

**【配点】**

4問に均等配点で合計50点満点とした（各問に25点配点で採点し、その合計点を2で除して点数を算出。小数点以下がある場合は繰上げ。）。

**【採点基準】**

出題趣旨に示したポイントなどが的確に取り上げられているかと、論述の整合性とを総合的に判定して採点。

令和 6 年度九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜 二次募集)

試験問題出題趣旨・配点・採点基準【民法】

【出題の趣旨】

問題 1 の趣旨は、保証債務について、その内容は主たる債務と同一である必要があるか、主たる債務が解除により消滅した場合において原状回復は保証の範囲に含まれるかという点を、保証契約の解釈を踏まえ、事例に即して検討することを求めるものである。条文の正確な知識を示し、本事例に即したあてはめ等がなされていれば、相応の点数が与えられる。

問題 2 の趣旨は、いわゆる「履行補助者についての責任」について、改正法の 415 条 1 項の趣旨を踏まえ事例に即して検討することを求めるものである。債務不履行に基づく損害賠償請求に係る免責事由について、債権法改正の前後で相違があるか、転貸借について賃貸人の承諾の有無でその点に違いがあるか、といった点について、条文の正確な知識を示し、本事例に即した場合分け・あてはめがなされていれば、相応の点数が与えられる。

なお、配点は、問題 1 が 30 点、問題 2 が 20 点である。

令和 6 年度九州大学法科大学院入学者選抜試験（一般選抜 二次募集）

試験問題出題趣旨・配点・採点基準 【民事訴訟法】

【出題趣旨】

本問の出題趣旨は、1 事案を民事訴訟法上の問題として分析する力の有無、2 一部請求、弁論主義および既判力など、民事訴訟法上の論点に関する基本的な知識・理解の有無、3 基本的な判例などの知識の有無、4 知識を活かして、問題解決に結びつける思考力の有無、5 以上の能力を、民事訴訟法上の主張として適切に表現する能力の有無等、を確認したものである。

問 1

【配点】 15 点

【採点基準】

- ・ 両当事者ともに過失相殺について特段の主張をしなかったにもかかわらず、裁判所が過失相殺の判断をすることが、弁論主義に抵触しないか、問題が生じることを指摘できているか。
- ・ 弁論主義の意義および妥当範囲について、正確な知識を示しているか。
- ・ 本件における「過失相殺の主張」およびその評価の根拠となる事実が、弁論主義の妥当範囲との関係でどのように位置づけられるか。当てはめに際して判例を根拠に立論する場合、その判例に対する知識・理解が十分であるか。
- ・ 論証と論理整合的な結論、および問題に対する明確な応答をしているか。

問 2

【配点】 20 点

【採点基準】

- ・ 本件訴訟の確定判決の既判力が何に対して生じたか。また、判決後の事情に変動があった場合、既判力の存在がどのような意味で問題を生じさせるか。
- ・ 確定判決変更の訴え等、既判力ある判断を変更するための手段を適切に示しているか。
- ・ 本件において、大前提として示した要件が満たされているかを、事例に即して検討しているか。
- ・ 論証と論理整合的な結論、および問題に対する明確な応答をしているか。

問 3

【配点】 15 点

【採点基準】

- ・ 逸失利益という費目について、定期金賠償ができるかという問題の適示をできているか。
- ・ 不法行為損害賠償請求権の発生時期について、基礎的な理解を持っているか。定期金賠償の相当性についての要件について指摘できているか。以上について、判例を根拠に立論する場合、判例の知識・理解が十分であるか。
- ・ 本件において、大前提として示した要件が満たされているかを、事例に即して検討しているか。
- ・ 論証と論理整合的な結論、および問題に対する明確な応答をしているか。

令和 6 年度九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜 二次募集)

試験問題出題趣旨・配点・採点基準【商法・会社法】

【問題 1】

○ 出題の趣旨

公開会社が、その発行する全部の株式の譲渡について同社の承認を要する旨の定款の定めを設けて非公開会社になろうとする際に必要な手続を問うことを通じて、公開会社と非公開会社の性質の違いに関する理解を確認する問題である。

○ 採点基準

・公開会社が、その発行する全部の株式の譲渡について同社の承認を要する旨の定款の定めを設ける場合、株主総会の特殊決議が必要となること、反対株主には株式買取請求権が与えられること、及びそれらの理由を理解しているかどうか。

【問題 2】

○ 出題の趣旨

取締役会設置会社が、その取締役の第三者に対する債務を保証する際に必要な手続などを問うことを通じて、利益相反取引のうち間接取引に関する理解を確認する問題である。

○ 採点基準

・取締役会設置会社が、その取締役の第三者に対する債務を保証する場合、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと、取引の後、当該取引について重要な事実を取締役に報告しなければならないこと、及びそれらの理由を理解しているかどうか。

・上記の手続を経ずに、取締役会設置会社が、その取締役の第三者に対する債務を保証した場合における、当該保証契約の効力に関する判例(相対的無効説)や学説の見解を理解しているかどうか。

【問題 3】

○ 出題の趣旨

どのような債権者が吸収分割について異議を述べることを問うことを通じて、組織再編における債権者異議手続及び吸収分割の特性に関する理解を確認する問題である。

○ 採点基準

・会社法 789 条 1 項 2 号及び 799 条 1 項 2 号について理解しているかどうか。

・吸収分割会社においては、人的分割の場合を除き、吸収分割後吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者にだけ異議を述べる権利が与えられている理由を理解しているかどうか。

・吸収分割承継会社においては、原則として、すべての債権者に異議を述べる権利が与えられている理由を理解しているかどうか。

令和 6 年度九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜 二次募集)  
試験問題出題趣旨・配点・採点基準【刑法】

【問題】

・以下の設問に全て答えよ。

一 以下の問題に解答しなさい。(25 点)

XはYを拳銃で殺害しようと考え、Yの目の前に現れて拳銃を構え、Yの心臓を狙って発砲したものの、拳銃の弾はそれでYに全く当たらなかった。しかしYにはY本人と主治医しか知らない隠れた心臓疾患があったため、目の前で構えられた拳銃の発射音による驚愕によって、Yは心不全により死亡した。Xの罪責を論ぜよ(ただし特別法違反を除く)。

二 以下の問題に解答しなさい。(25 点)

ある会社に勤めるT(女性)は、かつては「S」という名字であったが、「T」という名字の男性と結婚して「T」という名字になった。それにもかかわらず、会社での通名としては「S」という名字の方が通用していたため、そのまま会社では「S」という名前で仕事をし、会社への出産見舞金の請求書にも「S」という名前を書いて請求を行った。Tの罪責を、「日本の刑法典における『偽造』の定義内容」を明確に示しつつ、検討せよ。

【出題趣旨】

一：犯罪成立のための客観的要件としての「因果関係(それ自体)の有無の検討」がきちんとできているかどうかを確認し、さらに犯罪成立のための主観的要件としての「因果関係に関する錯誤の検討」がきちんとできているかどうかをも確認する問題である。どちらかの検討しかなされない(ないしは両方の検討が入り混じった記述になる)ことは、犯罪が「客観面と主観面の統合体」であって、それぞれの検討が別個に必要なものであることの理解が十分でないことをうかがわせることになる。

二：日本の刑法典における「偽造」概念の定義がきちんと正確に理解できているかどうかを確認し、その上で日本の社会において偽造罪が成立するものとは全く考えられていない「旧姓使用」の事例に関して、きちんと「偽造」概念の定義に従った基準定立を立てて、さらに当てはめをして、無罪結論を導くことができるかどうかを確認するものである。

【配点】

一：25 点

二：25 点

【採点基準】

一：

・因果関係それ自体の検討がなされて10点、「因果関係の錯誤」に関する検討がなされて15点、計25点。

二：

・「日本の刑法典における『偽造』の定義内容」に関して15点(『作成者』と『名義人』の『人格』の不一致、これがなくともせめて「作成名義の冒用」という表現は必要)、これに基づく当てはめで10点、計25点。基準定立でいわゆる「文書の性質論」を用いた場合には(「日本の刑法典における『偽造』の定義内容」との齟齬が生じている、という観点から)減点対象。ただし有罪結論はどのような理論構成をとったとしても全体として0点評価とする。

令和 6 年度九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜 二次募集)

試験問題出題趣旨・配点・採点基準【刑事訴訟法】

・ 出題趣旨

大津地裁令和 2 年 3 月 31 日判決の判旨を読ませた上で、自白と不利益事実の承認の意味の違いについての理解、身体拘束の長期化を防ぐための法的仕組みやルールに関する知識、自白法則の根拠に関する学説の理解及び自白法則と関連付けた判決文の分析力や論理的思考力を問う質問を、四問に分けて出題した。

・ 配点

問題文に記載のとおり。

・ 採点基準

知識問題については解答の正確性に応じて、論述問題については知識の正確性だけでなく記述の説得力の高さも踏まえて採点を行った。